

別表十四(二)

「寄附金の損金算入に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、法人が法第 37 条（寄附金の損金不算入）（措置法第 66 条の 11 の 2 第 1 項又は第 2 項（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例）（特定非営利活動促進法一部改正法附則第 10 条第 10 項（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置））の規定により読み替えて適用する場合があります。）の規定により読み替えて適用する場合があります。）又は措置法第 66 条の 4 第 3 項（国外関連者との取引に係る課税の特例）若しくは第 66 条の 4 の 3 第 3 項（外国法人の内部取引に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合に使用します。

（注）公益法人等のうち令第 73 条第 1 項第 3 号（一般寄附金の損金算入限度額）に規定する公益法人等に該当しないものは、この明細書の「公益法人等以外の法人の場合」の各欄に記載します。

2 記載の手順

この明細書は、指定寄附金等、公益の増進に著しく寄与する法人（以下「特定公益増進法人」といいます。）に対する寄附金若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭がある場合には、まず下段の「指定寄附金等に関する明細」、「特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細」又は「その他の寄附金のうち特定公益信託（認定特定公益信託を除く。）に対する支出金の明細」の各欄に記載し、次に、公益法人等（法別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人並びに規則第 22 条の 4 各号（一般寄附金の損金算入限度額の計算上公益法人等から除かれる法人）に掲げる法人を除きます。以下同じです。）であるかどうかの区分に応じ、上段のそれぞれの欄を用いて損金不算入額の計算を行います。

3 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「支出した寄附金の額」の各欄		「支出した寄附金の額」には、仮払寄附金の額は含まれますが、未払寄附金の額は含まれません。
「完全支配関係がある法人に対する寄附金額 5」	法人との間に完全支配関係のある他の法人に対して支出した寄附金の額を記載します。	
「同上の $\frac{2.5 \text{ 又は } 1.25}{100}$ 相当額 9」	次の区分に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 令第 73 条第 1 項第 2 号に掲げる法人 同上の $\frac{2.5 \text{ 又は } 1.25}{100}$ 相当額 (2) (1)以外の法人 同上の $\frac{2.5 \text{ 又は } 1.25}{100}$ 相当額	令第 73 条第 1 項第 2 号に掲げる法人とは、次の①から③までのいずれかの法人をいいます（以下これらの法人を「資本等を有しない法人」といい、これら以外の法人を「資本等を有する法人」といいます。）。 ① 普通法人、協同組合等及び人格のない社団等のうち資本又は出資を有しないもの ② 一般社団法人及び一般財団法人（それぞれ非営利型法人に該当するものに限り。） ③ 規則第 22 条の 4 各号に掲げる法人

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「期末の資本金等の額 10」から 「同上の $\frac{2.5}{1,000}$ 相当額 12」までの各欄		資本等のない法人については、記載する必要はありません。
「同上の月数換算額(10) × $\frac{1}{12}$ 11」	分子の空欄には、当期の月数（暦に従って計算し、1月未満の端数は切り捨てます。）を記載します。	
「特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入額 17」	次の区分に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 資本等を有する法人……「2」と「16」とのうち少ない金額 (2) 資本等を有しない法人……「2」と「14」とのうち少ない金額	
「国外関連者に対する寄附金額及び本店等に対する内部寄附金額 19」	措置法第 66 条の 4 第 3 項の規定により損金の額に算入されない国外関連者に対する寄附金の額及び措置法第 66 条の 4 の 3 第 3 項の規定により損金の額に算入されない外国法人の本店等に対する内部寄附金の額を記載します。	
「同上のうち損金の額に算入されない金額 21」	次の区分に応じ、それぞれ次の算式により計算した金額を記載します。 (1) 資本等を有する法人 「20」－「13」－「17」－「18」の金額 (2) 資本等を有しない法人 「20」－「9」－「17」－「18」の金額	
「長期給付事業への繰入利子額 25」	令第 74 条各号（長期給付の事業を行う共済組合等の寄附金の損金算入限度額）に掲げる法人が、その長期給付の事業から融通を受けた資金の利子として収益事業から長期給付の事業に繰り入れた金額を記載します。	令第 74 条各号に掲げる法人とは次の法人をいいます。 (1) 国家公務員共済組合及び同連合会 (2) 地方公務員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会 (3) 日本私立学校振興・共済事業団
「同上の $\frac{20又は50}{100}$ 相当額 31」	次の区分に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 公益社団法人若しくは公益財団法人、私立学校法第 3 条に規定する学校法人（同法第 64 条第 4 項の規定により設立された法人で学校教育法第 124 条に規定する専修学校を設置しているものを含みます。）、社会福祉法人、更生保護法人、社会医療法人又は認定特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法一部改正法附則第 10 条第 4 項に規定する旧認定特定非営利活動法人を除きます。） $\frac{20又は50}{100}$ (2) (1)に掲げる法人以外の公益法人等 $\frac{20又は50}{100}$	学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、社会医療法人又は認定特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法一部改正法附則第 10 条第 4 項に規定する旧認定特定非営利活動法人を除きます。）については、寄附金支出前の所得金額の $\frac{50}{100}$ 相当額と年 200 万円とのいずれか多い金額を記載します。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「 国外関連者に対する寄附金額及び完全支配関係がある法人に対する寄附金額 36 」	次に掲げる寄附金の額の合計額を記載します。 (1) 措置法第 66 条の 4 第 3 項の規定により損金の額に算入されない国外関連者に対する寄附金の額 (2) 法人との間に完全支配関係のある他の法人に対して支出した寄附金の額	
「 指定寄附金等に関する明細 」の各欄	法第 37 条第 3 項第 1 号又は第 2 号に規定する国若しくは地方公共団体（港湾法の規定による港務局を含みます。）に対する寄附金又は財務大臣の指定を受けた寄附金に該当するものがある場合に、これらの寄附金について同項本文の適用を受けるときに記載します。	国又は地方公共団体に対する寄附金については、「告示番号」は記載する必要はありません。
「 特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細 」の各欄	公益法人等以外の法人が法第 37 条第 4 項に規定する寄附金について同項の損金算入限度額の特例に関する規定の適用を受ける場合（措置法第 66 条の 11 の 2 第 1 項又は第 2 項の規定（特定非営利活動促進法一部改正法附則第 10 条第 10 項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）又は法第 37 条第 6 項の規定により読み替えて適用される場合を含みます。）に記載します。	令第 77 条各号（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）に掲げる特定公益増進法人に対する寄附金等がある場合には、規則第 24 条（公益の増進に著しく寄与する法人の証明書類等）の規定による証明書を保存しておいてください。
「 その他の寄附金のうち特定公益信託（認定特定公益信託を除く。）に対する支出金の明細 」の各欄	法第 37 条第 6 項の規定により、寄附金の額とみなされる特定公益信託（認定特定公益信託は除きます。）の信託財産とするために支出した金銭について同条第 1 項の規定の適用を受ける場合に記載します。	

4 添付書類

公益信託の信託財産とするために支出した金銭について、法第 37 条第 1 項の規定の適用を受ける場合は、この明細書にその公益信託が同条第 6 項に規定する特定公益信託に該当することを証明するための書類として令第 77 条の 4 第 2 項（特定公益信託の要件等）に規定する主務大臣等の発行する証明書類の写しを添付する必要があります。

5 根拠条文

法 37、令 73～78、規則 22 の 4～24、措置法 66 の 4 ③、66 の 4 の 3 ③、66 の 11 の 2 ①、②、措置法 令 39 の 23①、措置法規則 22 の 12、特定非営利活動促進法一部改正法附則 10